

委員会提出議案第1号

平和安全保障関連法の廃止を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、南相馬市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成28年3月24日提出

南相馬市議会議長 平 田 武 様

提出者 総務常任委員長
小 川 尚 一

平和安全保障関連法の廃止を求める意見書（案）

昨年 9 月 19 日未明に成立した平和安全保障関連法は、日本国憲法に真っ向から背く違憲の恐れがあります。

憲法第 9 条を踏みにじり、自衛隊の海外での武力行使に道を開くものです。米軍と自衛隊の軍事分担を決めた日米防衛ガイドライン改定に基づき、いつでもどこでも米軍主導のあらゆる戦争に自衛隊が参加し、日本が直接攻撃されていなくても、平時から集団的自衛権の行使に至るまで、どんなときでも米軍を支援することが可能になります。法には平和や安全の名前がついていますが、自衛隊が地球規模で戦闘の場に行き、武力を行使することが現実となります。

立憲主義、民主主義、法の支配という我が国の存立を土台から覆し、日本の平和と国民の命を危険にさらすこのような法律を、一刻たりとも放置するわけにはいきません。どの世論調査でも反対が多数です。若者から戦争体験者まで、自民党元幹事長を初め、保守を名乗る人々からも、「戦争はぜったいダメ」の声が上がり、全ての弁護士が強制加入する日本弁護士連合会も法案の違法性を強く訴え、日本中で反対運動が広がっています。

憲法第 9 条を世界に発信し、外交努力と話し合いによる国際協力こそ求められています。

よって南相馬市議会は、平和安全保障関連法を廃止するよう強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 28 年 3 月 24 日

福島県南相馬市議会議長 平田 武

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
防衛大臣 様
外務大臣 様